



Vol.164

トクちゃん新聞

8月号

8月10日と30日に1名ずつ入社予定です。

令和3年8月6日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com



◆ 思わぬ効果

徳野



採用活動しております。今年、ずいぶんたくさんの方の入社希望者の方とお会いしました。志望理由を聞きますと、「**決算検討会をしているとホームページで見まして**」という人が何人か。「え～？そんなん載せてました？」ってこちらが聞くらぬ。どうも、**昨年11月のトクちゃん新聞**にそんなことを書いてたようです。

「**税務調査に入った際、そういうことをしている会計事務所はほとんど見なかった**」と税務署OBの入社希望者も言ってくれてまして、**そうかそこはもっと世の中にアピールするべきことなのか**、と認識いたしました。

担当者間のレベル差をなくし事務所全体としての仕事をする、ということが一番の目的に、また社員教育の場にもなりますので継続してきましたが、**採用の際にも有利に働くとはまったく思わぬ効果**でした。

自分たちとしては当たり前に行っていることが、**業界では当たり前でないということが他にもあるのかも**知れません。また、業界では当たり前でも**他業種ならそうでもない**、ということもあるかも。みなさんのお仕事の中にもそういうものはないでしょうか？

ベテランにはなかなか見えず、外部の人が見た方が発見しやすいでしょうね。入社間もない人に聞くと、**案外いろいろと気づいているかも知れません**。



◆ ワクチンの職域接種の課税関係について

広島



新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、いろいろと対応が求められるなか、この場合の税務上の取扱いはどうなるの？ということも多いです。国税庁は、寄せられる質問に対してFAQをまとめ、順次更新しています。

一番新しいものでは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種の課税関係について 回答をしています。前提、詳細を省略しますが、例えば以下のような回答があります。

- ・従業員等と取引先の従業員等を対象とした職域接種をする場合の会場準備費用の取扱い
法人税・・・取引先に費用負担を求めない場合も、寄附金の額又は交際費等の額には該当しない
所得税・・・従業員の給与として課税する必要なし
- ・ワクチンの職域接種会場までの交通費の取扱い
所得税・・・職務命令に基づき出張する場合の「旅費」と同等とし、交通費相当額は給与として課税する必要なし



その他、従業員に業務命令で受けさせたPCR検査費用は給与として課税しなくてよい、従業員が感染予防の物品を購入する為に渡切りの金銭を支給する場合は給与として課税する対象になる、など疑問が生じやすい点の回答も出ています。

いつもと違う費用が発生する場合には、法人税の取扱い・所得税の取扱いについて事前にご相談ください。

◆ 低解約返戻金型生命保険の所得税の取扱いが変更されました。

北岡



保険契約時から一定期間は解約返戻金額が低く設定されるいわゆる「**低解約返戻金型生命保険**」等の所得税の取扱いが変更されました。

低解約返戻金型生命保険とは、例えば、**契約後10年間の解約返戻金額を大幅に少なくし、その後に引き上げるような契約**をいいます。節税目的に使われるケースとしては、まず、この保険の契約者や保険料支払者等を法人、被保険者を役員や従業員として保険契約を締結し、**解約返戻金額が低額な10年目に契約者等を法人から役員等に名義変更**して、保険契約の**権利を役員等に移行**し、**その翌年**解約返戻金額が**引き上げられる際**に、役員等が**保険契約を解約し解約返戻金を受け取る**流れです。

役員等が**受け取る解約返戻金**は、「**一時所得**」として**所得税課税**されるため、いわゆる「**2分の1課税**」が適用され、法人契約のまま解約するより改正前は**節税効果が期待**できました。



この保険契約変更時に役員等が受け取り給与課税される**経済的利益**について、**2021年6月末までの名義変更**では**解約返戻金額で評価**するのですが、この解約返戻金金額が法人で資産計上している保険料の7割未満の場合での**2021年7月以降の名義変更**は、「**資産計上額**」で評価しなくてはいけなくなりました。この取扱いは**2019年7月8日以後の締結契約**が対象となります。

◆ 税務スケジュール(8月)

喜多



8月10日(火)

・7月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

8月31日(火)

- ・7月分 社会保険料の納付
- ・6月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・12月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・9月・12月・3月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

- ・個人の事業税納付(第1期分)
- ・個人の住民税納付(第2期分)
- ・個人事業者の消費税中間申告



◆ 最低賃金の引き上げ

稲葉



・2021年10月から大阪の最低賃金が992円に

コロナ禍において先が見通せない経済情勢の中であったものの、すべての都道府県の最低賃金が28円の引き上げで決定しました。引き上げは、2019年度の27円を上回り、最低賃金が時給で示されるようになった2002年度以降で最も大きくなっている点にも注目です。政府は最低賃金の時給を早期に1,000円に引き上げるとの方針を示しており、今後も引き上げが続くものと見られています。

・月給制の労働者の賃金にも注意

月給制の労働者は時給制と違って時給単価が見えにくいので、改めて時間単価が最低賃金を満たしているかのチェックが必要となります。計算する際には基本給部分(※精皆勤手当、家族手当、通勤手当及び時間外手当を除く)の時給単価が対象となりますのでご注意ください。



◆ 「社長、Zoom画面共有を許可してください！」こんな時、どうする!?

大熊



いまや、定番のテレビ会議システムとなりつつある『Zoom』。

社内会議で使われることも多いかと思いますが、こんな経験はおありではないでしょうか。

「社長、画面共有で資料を見ながら説明したいので、画面共有の許可をお願いします！」

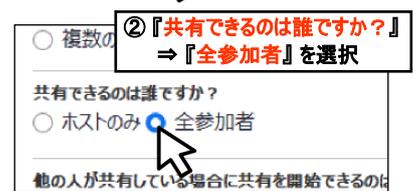
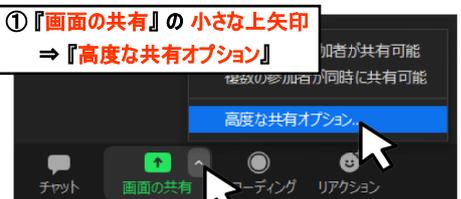
そんな時は焦らずに、次の設定を行ってみてください。

※2021年7月30日現在
最新バージョンでのホスト側操作方法です

■ iPad



■ Windows



◆ 里芋さん

廣島



お正月に実家から貰った里芋が食べきれず、もしかしたら来年用に殖やせるかも・・・?と植えてみました。

6月の始めに芽が出て、「おお、これが、トトロの傘・・・！」と水をはじく姿に感動していたら、



梅雨を迎え、夏になり、あっという間に大きくなりました。



余りの育ち具合に、私の手には余るかもしれない・・・と思いつつ、秋まで見守りたいです。

◆ クイズ

伊藤



今月は、令和3年度税制改正で大きく変更になった、中小企業向けの『所得拡大促進税制』からの○×クイズです。

- ①継続雇用者の要件がなくなった。
- ②1番最初に新しい所得拡大が適用になるのは、「令和3年4月1日」スタートの事業年度である。

答えはどちらも○！
助成金の取り扱いも決定しております。

うまく活用していきたいですね～。

